

使用料規程 新旧対照表

変更前	変更後	変更理由																		
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p>(略) 一部変更 平成29年3月10日届出 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 レコード実演の利用</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p>(略) 一部変更 平成29年3月10日届出 一部変更 <u>平成30年9月28日届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 レコード実演の利用</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）</u></p> <p><u>① 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して168時間を超えないこと。</u></p> <p><u>② 各番組の聴取可能期間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から24時間を超えず、かつ、累計聴取時間が3時間を超えないようにされていること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1261 1480 2329 1974"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>情報料又は広告料等収入がある場合</th> <th>収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レコード実演使用時間比</td> <td>a. 50%超</td> <td>情報料及び広告料等収入の7.9%</td> <td>1時間当たり6円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>b. 20%超 50%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の5.65%</td> <td>1時間当たり3円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>c. 20%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の2.25%</td> <td>1時間当たり1円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低使用料</td> <td colspan="2">1サービスメニューあたり月額50,000円とする</td> </tr> </tbody> </table>			情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合	レコード実演使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の7.9%	1時間当たり6円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の5.65%	1時間当たり3円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の2.25%	1時間当たり1円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする		<p>改正履歴を追加した。</p> <p>ラジオ放送番組のオンデマンド配信に対応する為、表を追加した。</p>
		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合																	
レコード実演使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の7.9%	1時間当たり6円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																	
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の5.65%	1時間当たり3円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																	
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の2.25%	1時間当たり1円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																	
最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする																		

使用料規程 新旧対照表

<p><u>(4)</u> 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p><u>(5)</u> その他の番組 上記（1）から <u>(4)</u> 以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>（略） （本章の備考） （略）</p> <p>（2）この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>①非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. <u>(4)</u> 及び 2. <u>(4)</u> にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. <u>(4)</u> の使用料を上限とする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （実施の日） （略）</p> <p>9. 本規程のうち、第 4 条第 1 項（3）及び（5）は平成 29 年 4 月 10 日から実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>(5)</u> 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p><u>(6)</u> その他の番組 上記（1）から <u>(5)</u> 以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>（略） （本章の備考） （略）</p> <p>（2）この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>①非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. <u>(6)</u> 及び 2. <u>(5)</u> にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. <u>(6)</u> の使用料を上限とする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則 （実施の日） （略）</p> <p>9. 本規程のうち、第 4 条第 1 項（3）及び（5）は平成 29 年 4 月 10 日から実施する。 <u>10. 本規程のうち、第 4 条第 2 項（4）は平成 30 年 10 月 28 日から実施する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第 4 条 2.（4）を新設した為、号数を修正した。</p> <p>正確な表記に変更した。 第 4 条 2.（4）を新設した為、号数を修正した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>
--	--	---